

* 以下の邦訳はドイツ滞在者のために便宜的に行ったもので、公式の定訳ではありません

滞在許可に関する説明 (以下国籍者のみ該当：日本、オーストラリア、イスラエル、カナダ、 大韓民国、ニュージーランド、アメリカ合衆国)

2005年1月現在

1. 全般概要

オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、大韓民国、ニュージーランド、アメリカ合衆国の国籍を有する者はビザなしにドイツ連邦共和国域内に入国することができます。滞在許可を要する場合はドイツ連邦共和国の域内で申請することができます。

2. 住民登録

ドイツ国内に居住する場合は、1週間以内に住居地において管轄の役所に住民登録することが義務付けられています。ミュンヘン地区においては郡行政局もしくはパーキング地区役所の住民課あるいは各住民登録部局で登録が可能です。各住民登録関係部局に関する情報は以下のインターネットサイトをご参照下さい：

<http://www.buergerbuero-muenchen.de>

3. 滞在許可

住民登録が終了した後、通常業務時間内に郡行政局の外国人管理担当部署(外国人局)に出頭し、滞在許可を申請して下さい。その際に提出必要な書類は以下の通りです：

- 申請フォーム(必要事項を全て記入済のもの)
- パスポート(有効期限内のもの)
- 証明写真(最近のもの1枚)

以上の書類に加え、下記の場合ごとに申請者に該当する証明書類の原本とコピーが必要です：

被雇用者(従業員)として従事する場合：

この場合就業は原則として外国人管理担当部署(外国人局)による許可がある場合のみ可能です。この許可を受けるには、外国人の就業に関する申請フォームに申請者本人ならびに予定される雇用者が記入し、提出する必要があります。この申請フォームは外国人局ないし労働監督局で入手できます。

自営業(雇用者)/自由業として従事する場合：

- 健康保険付保証書類
- 営業許可登録証(営業登録不要な業態の場合：予定する業務に関する説明書面および税務当局への登録証(納税者番号))
滞在許可交付に必要な健康保険への加入を可能にし、また予定する業務の営業登録を可能にするために、最初の申請提出時に期間7ヶ月の暫定滞在許可が交付されます。
- 年金関係証明書類(自営業者の強制保険ないし十分な金額の生命保険)

照会先Tel.:
(089) 233 96010

U-Bahn: Linien U3, U6
Bus: Linie 131, 132
停留所: Poccistraße

受付時間:
月、火、木 8-12時
火曜日は14-18時30分も受付
金 7-12時

Internet:
<http://www.muenchen.de>
E-Mail:
auslaenderbehoerde.kvr@muenchen.de

職業に就かない場合:

- 生計費用確保に関する証明(例:ドイツ語への公式翻訳付きの年金通知もしくは第三者による支払確認書類)
- 健康保険加入証明書類
- 適切な居住空間保有を証明する賃貸契約書ないしは売買契約書で具体的面積および家賃金額、ローンの支払利息および元本返済金額、賃貸期間等の分かるもの(例:銀行口座の最新の入出金明細)

4. 配偶者、同性のパートナーおよび子供の滞在許可

(家族、同伴者がドイツ域内への入国に際してビザを必要とする場合は、場合により事前に以下の書類を管轄の在外ドイツ公館に提出している必要があります)

同伴家族の滞在許可交付のために、上記書類のほかに追加的に以下の書類の原本および写しの提出が必要です:

- **婚姻証明ないし同性婚関係締結に関する公正証書**
原本もしくは謄本(必要に応じ公的認証のあるもの)並びにその公式認証付きのドイツ語翻訳(国際的に通用する証書でない場合)
- 必要に応じ離婚判決の謄本ないし以前の婚姻関係解消の証明並びにその公式認証付きのドイツ語翻訳。
外国において離婚ないし婚姻関係解消が行われ、かつ証明配偶者が異なる国籍を有する場合は、管轄の上級裁判所による離婚判決ないし婚姻関係解消の証明書類の承認を要することがある。外国での婚姻関係解消の場合、婚姻関係解消宣告の証明並びにその公式認証付きのドイツ語翻訳の提出を要する。
- 必要に応じ戸籍謄本/公正証書
結婚/婚姻関係がドイツ入国後に締結された場合、当該書類の完全性を証明するもの
子供が後日入国する場合、出生証明書(原本ないし謄本並びにその公式認証付きのドイツ語翻訳(国際的に通用する証書でない場合)および場合により養育権の裁定証明並びにその公式認証付きのドイツ語翻訳)
賃貸借契約書ないし売買契約書(平米表示により居住面積の標記のあるもの)による、同一家計に属する、ないし属する予定の同伴家族全員に十分な居住空間確保に関する証明
- 住居の月間経費額に関する証明
賃借住居の場合、暖房費込みの月間家賃金額(家主による最新の証明ないしは銀行口座の最新の入出金明細)
自己所有の住居の場合、月間経費(ローン契約の場合の支払利息と元本返済金額並びに住宅費用)

5. 手数料

期間1年を超える滞在許可: 60ユーロ

未成年の子供に対する滞在許可は1名につき半額

6. その他のお知らせ

全ての必要書類が揃っていない場合は期間7ヶ月の暫定滞在許可が交付されます。この暫定滞在許可を持って管轄住民課に申請すれば所得税カードが交付されます。

以上の記述が全ての手続を網羅している訳ではありません。個別のケースによっては、上述の内容に加えて追加的な証明書類を求められる場合があります。

郡行政局外国人管理担当部署